

江南市広告入り回覧板無償提供事業者募集要領

江南市では、市民に対する行政からの情報伝達の手段の一つとして、区・町内会を通じた回覧を行っており、回覧に要する「広告入り回覧板」を作製し、市に無償提供する事業者を次のとおり募集する。

1. 広告媒体の名称
広告入り回覧板（以下、「回覧板」という。）
2. 広告媒体の仕様
別紙「仕様書」のとおり
3. 募集対象
事業者（広告代理店等の応募も可能。）
4. 募集期間
令和6年7月26日（金）から令和6年8月14日（水）まで（締切日の午後5時15分までに必着のこと）
5. 申込方法
 - （1）江南市広告入り回覧板無償提供事業者申込書（様式第1）に必要事項を記入し、企画提案書（様式自由）その他必要書類を添付し、持参、郵送またはメールにより江南市役所企画課へ提出する。
 - （2）企画提案書には、事業計画（広告掲載者の募集方法、業務スケジュール、収支計画等）、会社概要、業務実績（他市町村での提供実績、類似業務等）等を記載する。
6. 決定方法
市で企画提案書の内容等を審査し、事業者を決定する。
7. 決定後の手続き
 - （1）審査結果は、全ての申込者に通知する。
 - （2）無償提供事業者として決定された者は、速やかに江南市役所企画課と協議を行い、覚書を取り交わすものとする。
 - （3）回覧板の広告内容等について市の承認を得た後、指定する期日までに回覧板を作製し、納入すること。

8. 納入場所

別途協議の上、市が指定する場所に納入

9. 広告の掲載について

(1) 無償提供事業者は、作製する回覧板へ市が指定する位置に広告を掲載することができる。

(2) 無償提供事業者の判断により、広告を掲載しない「自治会回覧板」の提供も可能である。

10. 掲載できない広告

江南市有料広告掲載に関する要綱に定めるとおりの事項及び有効期限を伴う広告

11. 決定の取消

下記に掲げる場合、無償提供事業者の決定を取り消し、回覧板の受入を拒否することができる。

(1) 指定する期日までに回覧板を作製できない場合

(2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合

(3) 倒産、破産等業務の継続が困難となった場合、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

(4) その他市長が回覧板作製に支障があると認めたとき

12. 回覧板の回収及び代物補償

回覧板作製後、当該広告が「10. 掲載できない広告」に該当することとなった場合、無償提供事業者が作製した記事の内容が不適切であることが判明した場合は、回覧板の回収及び代替の回覧板の作製等を無償提供事業者の負担で行わせることができる。

13. 無償提供事業者の責務

(1) 無償提供事業者は、広告の内容や品質、無償提供事業者が作製する記事等回覧板作製に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 第三者から掲載された広告内容及び記事の内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、無償提供事業者の責任及び負担において解決するものとする。

《 申込・問合せ先 》

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90

江南市役所 企画課 政策・協働グループ

電話：0587-54-1111（内線323）

FAX：0587-54-0800

E-mail：seisaku@city.konan.lg.jp